

# 比治山学園国信玉三奨学会規程

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この会は、比治山学園国信玉三奨学会（以下「本会」という。）という。

(事務局)

**第2条** 本会の事務局は、本部を比治山大学・比治山大学短期大学部（以下「大学」という。）内に置き、支部を比治山女子中学校・比治山女子高等学校（以下「中高校」という。）内に置く。

(目的並びに事業)

**第3条** 本会は、大学及び中高校に就学している学生又は生徒で学業・人物ともに優秀であり、かつ健康でありながら、経済的事由から、学資の援助を受けることが望ましいと認められる者のうちから奨学生を選考し、これに学資（以下「奨学金」という。）を給付し、もって社会有用の人材を育成するとともに、学園教育の進展に資することを目的とする。

(基金)

**第4条** 本会は、元比治山女子短期大学長・比治山女子中学校長・比治山女子高等学校長国信玉三氏からの寄付金を基本として、本会の趣旨に賛同する有志からの寄付金を合わせて基金として運用する。

(奨学金)

**第5条** 奨学金は、年度ごとに、基金のうちから200万円を上限として給付する。

- 2 大学の学生は、月額20,000円とし、年間4名を上限として給付する。
- 3 中高校の生徒は、月額10,000円とし、年間8名を上限として給付する。
- 4 給付期間は、1年間とする。

## 第2章 役員及び運営組織

(役員)

**第6条** 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(3) 事務幹事 本部・支部各1名

(4) 会計幹事 本部・支部各1名

(5) 監査 2名

(会長)

**第7条** 会長は、大学長に委託する。

2 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

(副会長)

**第8条** 副会長は、中高校長に委託する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(事務幹事)

**第9条** 事務幹事は、大学及び中高校事務局長に委嘱する。

2 事務幹事は、本会の運営に関わる事務に従事し、記録を整理保管する。

(会計幹事)

**第10条** 会計幹事は、本部にあつては法人事務局経理課長、支部にあつては会計課長に委嘱する。

2 会計幹事は、基金の出納、保管その他会計の事務に従事する。

(監査)

**第11条** 監査は、本会の運営及び会計の監査にあたる。

2 監査は、学校法人比治山学園の監事の職に在る者に委嘱する。

(管理運営委員会)

**第12条** 本会の業務の適切な運営を図るために、管理運営委員会を置く。

2 管理運営委員会の委員は、大学長、副学長、中高校長、副校長、事務幹事、会計幹事で組織する。

3 管理運営委員会は、以下の事項を審議する。

(1) 奨学生の採否に関すること。

(2) 基金の管理運営及び会計経理の基本に関すること。

(3) 本会の事業並びに予算及び決算に関すること。

(4) その他、本会の事業の維持運営及び振興に関すること。

4 管理運営委員会は会長が招集し、議長となる。

(選考委員会)

**第13条** 奨学生の選考の適正を期するため、本部及び支部にそれぞれ選考委員会を設ける。

- 2 選考委員会は、本部にあつては副学長、学部長、短大部長、事務局長、学生委員長、学生支援課長、支部にあつては副校長及び校長が指名する教員2名をもって組織する。
- 3 選考委員会の委員は、会長が委嘱する。
- 4 支部における選考委員会の委員のうち、副校長を除く委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 選考委員会は、本部又は支部の区分に従い、それぞれ奨学生を希望する者のその適否に関し審査の上、意見を付して管理運営委員会に報告するものとする。
- 6 選考委員会の会議は、本部にあつては副学長である委員、支部にあつては副校長である委員が主宰するものとする。
- 7 選考委員会の審査経過及び内容に関しては、公表しないものとする。

### **第3章 奨学生の採用並びに奨学金の給付・取消し及び停止**

(奨学生の採用)

**第14条** 学生・生徒で、奨学生を希望する者は、所定の願書を、本部にあつてはチューター、支部にあつては学級担任を経由して、所定の期日までに会長に提出しなければならない。

(審査・決定)

**第15条** 前条により願書の提出があつた場合は、会長は、選考委員会に審査を求め、管理運営委員会に採否にかかわる審議を求めなければならない。

- 2 奨学生の採用の決定は、管理運営委員会の議を経て、会長が決定する。
- 3 奨学生に採用が決定した場合は、会長は、当該学生・生徒又は保護者に採用決定通知書を交付する。

(採用の取消し)

**第16条** 申請内容に重大な誤りが発見された場合には、奨学生採用後であっても給付を取り消すことがある。

- 2 前項に該当し、奨学生の採用を取り消された場合には、給付された奨学金を返還しなければならない。

(奨学金の給付)

**第17条** 奨学金は、毎年6月と12月に6ヶ月分を一括で、会計幹事から、奨学生が指

定する金融機関の口座に振り込む。

2 振り込み手数料は、基金を充てる。

(届出)

**第18条** 奨学生が、次の各号の一に該当する場合には、当該学生・生徒又は保護者は速やかにその旨を会長に届出なければならない。

(1) 学生・生徒が奨学金を必要としなくなったとき。

(2) 本人及び保護者の氏名、住所並びにその他重要な事項に変更が生じたとき。

(奨学金の給付の停止)

**第19条** 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められた場合は、奨学金の給付はこれを停止する。

(1) 奨学金の必要がなくなった旨の届出があったとき。

(2) 奨学生が、休学、退学又は転校したとき。

(3) 疾病等により、成業の見込みがなくなったとき。

(4) 学業成績又は性行が著しく不良になったと認められたとき。

(5) その他、奨学生としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 前条の各号の一に該当して奨学金の給付を停止された場合には、給付された奨学金のうち、停止月以降の奨学金は返還しなければならない。

(奨学金の返済)

**第20条** 奨学金は、前条に該当する場合を除き、その返済の義務はないものとする。

#### 第4章 基金の管理及び会計

(基金の管理及び会計)

**第21条** 第4条に定める基金は、管理運営委員会の意見を聴取し、会長が指定する金融機関に預託する等、安全確実かつ有効な方法で維持管理しなければならない。

2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 会計処理については、学校法人比治山学園経理規程に準拠する。

#### 第5章 その他

(規程の改正)

**第22条** この規程は、管理運営委員会の議を経て、改正することができる。

(事務)

**第23条** 管理運営委員会の事務は、法人事務局経理課長において処理する。

2 選考委員会の事務は、本部にあつては学生支援課、支部にあつては事務局で処理する。

(実施要項)

**第24条** この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この規程は、昭和56年4月1日から実施する。

**附 則**

この規程は、平成4年6月12日から適用する。

**附 則** (比治山大学開学に伴う改正)

この規程は、平成6年4月1日から適用する。

**附 則** (比治山女子短期大学短大部長設置に伴う改正)

この規程は、平成7年6月15日に施行し、平成7年4月1日から適用する。

**附 則** (比治山女子短期大学名称変更等に伴う改正)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則** (奨学金の給付及び運営組織の見直しに伴う改正)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (委員会名称の整理及び委員の追加に伴う改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (副学長名称の整理)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (比治山大学・比治山大学短期大学部事務組織体制の見直しに伴う整理)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則** (比治山大学・比治山大学短期大学部事務組織体制の見直しに伴う整理)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

# 比治山学園国信玉三奨学会奨学生願書

担当者検印



ふりがな 氏名  昭和平成 年 月 日生		住所 〒  TEL ( ) -					
中学校・高校・大学・短大 *○をする 中・高 第 年 組 番 大・短 学科名 学生番号		住所(一人暮らし等の住所) 〒  TEL ( ) -					
同一生計の家族	就学者を除く家族	続柄	別居	氏名	年齢	職業・所得の種類	収入・売上金額 (万円)
		父					
		母					
・主たる家計支持者の続柄に○を付すこと。 ・単身赴任等で別居している場合は別居欄に○をつける。 ・収入・売上金額は前年度のものを記入し、万円未満の端数は切り捨てのこと。証明書を添付すること。 給与所得者：前年度の源泉徴収票「支払い金額」を記入する。 自営業等の給与所得者以外：前年度の確定申告の控え(税務署印押印)の収入金額等(合計)を記入する。							
就学者	続柄	氏名		設置者	学校名及び学年		通学別
	本人			私立			自宅・自宅外
				国公・私立			自宅・自宅外
				国公・私立			自宅・自宅外
				国公・私立			自宅・自宅外
生活保護法適用の(有・無) 母子福祉資金借受の(有・無) 身体障害者(本人含む)(有・無) 火災・風災・盗難等の被害(有・無) *該当がある場合は証明書を添付すること							
応募理由							
希望進路							

# 誓約書

平成 年 月 日

比治山学園国信玉三奨学会会長 殿

貴会の奨学生としてご採用くださいますようお願いいたします。  
奨学生としてご採用の上は、貴会奨学生としての責務を果たし、学業に専念することを  
下記のとおり誓約いたします。

記

氏名		印
保証人	氏名	印
	本人との続柄	

○保証人は父母(親権者)または、兄弟(成年者)が望ましいが、事情によってはこれに代わる適当な者を選定する。  
○本人と保証人は、それぞれが自署し、別印を押印すること。

(注)以下は記入しないこと。

1.母子家庭	万円
2.就学者	人
小( )中( )高( )大( )	万円
3.身体障害など	万円
4.家計支持者の別居	万円
5.災害( )	万円
6.授業料	万円
7.通学 自宅・自宅外	万円
合計(特別控除E)	万円

A	収入(売上)金額	万円
B	控除額	万円
C	所得(利得)額 A-B	万円
D	認定総所得額 C-E	万円
E	特別控除	万円
収入基準額( )人		万円

